○四国地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十二号及び三百七十七号　丸亀市綾歌町岡田上字今滝三七七番一から香川県仲多度郡まんのう町羽間字羽間二九五一番三八まで　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十一月十日

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

刑法に規定される仮釈放に係る検察官の関わりに関する質問主意書（浅野貴博提出）

尖閣諸島を巡るいわゆる日中間での棚上げ発言に係る中国元外相の発言に関する質問主意書（浅野貴博提出）

ミャンマーで邦人が拘束された件に関する質問主意書（浅野貴博提出）

直轄岩木川改修事業と津軽ダム建設の促進に関する質問主意書（木村太郎提出）

米の備蓄制度に関する質問主意書（秋葉賢也提出）

平成二十二年十一月四日衆議院本会議における菅総理の地方交付税交付金に係る答弁に関する質問主意書（橘慶一郎提出）

法律等により政府に検討を義務付けられた案件の処理状況に関する質問主意書（橘慶一郎提出）

参議院

質問主意書提出

十一月八日議員から次の質問主意書が提出された。

地域生活定着支援センターに関する質問主意書（上野通子提出）（第八五号）

質問主意書転送

十一月八日次の質問主意書を内閣に転送した。

障害者の就労支援に関する質問主意書（横山信一提出）（第七一号）

子ども手当からの学校給食費差引きに関する質問主意書（竹谷とし子提出）（第七二号）

仙谷官房長官の国会答弁と官房長官等の権限に関する質問主意書（水野賢一提出）（第七三号）

情報公開法と国会質疑の情報開示の範囲に関する質問主意書（水野賢一提出）（第七四号）

事業仕分け及びその評価結果の位置付けに関する質問主意書（丸川珠代提出）（第七五号）

地域における猛暑対策の取組への支援に関する質問主意書（加藤修一提出）（第七六号）

いわゆる高校授業料無償化に伴う私立高校に対する施策に関する質問主意書（上野通子提出）（第七七号）

高校生の海外留学に対する公的支援の縮小に関する質問主意書（上野通子提出）（第七八号）

教員免許更新制に関する質問主意書（上野通子提出）（第七九号）

たばこ・喫煙規制のための法整備に関する質問主意書（上野通子提出）（第八〇号）

自動車保険における保険金支払等に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第八一号）

「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所勧告的意見のフォローアップ」国連決議案に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第八二号）

人事異動

内閣

（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　豊岡　宏規

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する

（国土交通省北海道開発局事業振興部調整官）国土交通事務官　對馬　一修

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房アイヌ総合政策室北海道分室長を命ずる（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　矢野　和彦

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する（以上十一月八日）

文部科学省

大臣官房付　矢野　和彦

初等中等教育局主任視学官に任命する（十一月八日）

経済産業省

（大臣官房総括審議官）経済産業事務官　北川　慎介

大臣官房審議官に併任する

経済産業政策局担当を命ずる（大臣官房審議官（経済産業政策局担当））同　日下部　聡

大臣官房付に配置換する

経済産業政策局担当を免ずる（以上十月十九日）

防衛省

（中央即応集団司令部報道官兼統合幕僚監部運用部運用第二課）一等陸佐　牛島　弘樹

（陸上自衛隊幹部学校学校教官兼統合幕僚監部運用部運用第二課）同　笠松　誠

統合幕僚監部運用部運用第二課の兼務を解く（各通）（十月二十九日）

（陸上幕僚監部総括副法務官）一等陸佐　軽部　真和

北部方面総監部法務官を命ずる

（航空幕僚監部首席衛生官付）一等空佐　立花　正一

兼ねて航空医学実験隊勤務を命ずる（以上十一月一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十一月八日午前九時二十八分御出門、明治神宮鎮座九十年祭に当たり、明治神宮（渋谷区）へ行幸啓、午後一時七分還幸啓になった。

御見舞電報

天皇陛下は、インドネシア国で発生した地震及び火山噴火による災害につき、十一月八日同国大統領閣下へ御見舞電報を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、十一月九日カンボジア国の独立記念日につき、同月八日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、全日本赤十字労働組合連合会から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成22年11月12日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成22年11月10日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

北海道　旭川赤十字病院、伊達赤十字病院、釧路赤十字病院、日本赤十字社釧路さかえ保育園、北見赤十字病院、栗山赤十字病院、北海道赤十字血液センター室蘭出張所及び北海道函館赤十字血液センター

青森県　八戸赤十字病院

岩手県　盛岡赤十字病院

宮城県　石巻赤十字病院